

平成24年8月29日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成24年(レ)第50号不当利得返還請求控訴事件(原審・児島簡易裁判所平成  
23年(ハ)第181号)

口頭弁論終結日 平成24年6月21日

判 決

東京都港区芝1丁目5番9号

控訴人	ポケットカード株式会社
同代表者代表取締役	渡辺 恵一
同訴訟代理人弁護士	小野範夫
	西村憲太
	高橋祐一
	坂本真一郎

被控訴人

同訴訟代理人弁護士	谷 和子
	主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、被控訴人が、貸金業者である控訴人との間の継続的な金銭消費貸借取引に係る各弁済金のうち利息制限法所定の制限を超えて利息として支払った部分(以下「制限超過部分」という。)を元本に充当すると過払金が発生して

いると主張して、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金元本 5 6 万 9 8 9 1 円及びこれに附帯する民法所定の年 5 分の割合による確定利息 2 万 1 8 4 3 円並びに上記元本に対する平成 11 年 8 月 3 日から支払済みまでの同割合による利息の支払を求める事案である。

原審が被控訴人の請求を全部認容したところ、控訴人が本件控訴を提起した。

## 2 前提となる事実

- (1) 被控訴人は、控訴人との間で、マイカルカード会員契約（以下「本件カード契約」という。）を締結し、これに基づき、平成 3 年 5 月 6 日から平成 11 年 8 月 2 日までの間、原判決別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」の「借入金額」欄及び「弁済額」欄記載のとおり、継続的な金銭消費貸借取引を行った（以下、この取引を「本件取引」という。）。本件取引における返済方法は、約定支払日の残高に応じて毎月一定額を返済するというもの（残高スライド元利定額リボルビング払い）であり、本件カード契約は、上記返済方法による継続的な金銭消費貸借取引について、制限超過部分の支払により過払金が発生した場合はこれを後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意（以下「過払金充当合意」という。）を含むものであった。（甲 1 , 乙 1 7 , 弁論の全趣旨）
- (2) 本件カード契約には、「会員は当社に対し、当社が別途定める期日に所定の会費（カード会員保障制度保障料含む）を支払うものとします。」との条項があり、これに基づき、被控訴人は、平成 8 年 5 月 1 日、平成 11 年 5 月 6 日、平成 12 年 5 月 1 日及び平成 13 年 5 月 1 日に、控訴人に対し、所定の会費を支払った。（甲 1 , 乙 1 7 ）

被控訴人が平成 13 年 5 月 1 日に支払った会費は、同日から平成 14 年 4 月 30 日までの期間に係る年会費である。（弁論の全趣旨）
- (3) 被控訴人は、平成 13 年 12 月 8 日、控訴人に対し、本件カード契約を解約する旨の申出をし、同日、本件カード契約は解約された。（乙 1 1 ）

(4) 被控訴人は、平成23年8月18日に本件訴えを提起した。控訴人は、同年9月14日の原審第1回口頭弁論期日において、本件取引に係る過払金返還請求権（過払金に係る不当利得返還請求権をいう。以下同じ。）の消滅時効を援用した。（この事実は記録上明らかである。）

### 3 本件の争点及び当事者の主張

#### (1) 控訴人の悪意の受益者該当性

（被控訴人の主張）

控訴人は、被控訴人に対し利息制限法所定の制限を超える利息を付して貸し付けたことを知っていたながら、被控訴人による各弁済を受領していた。

したがって、控訴人は、本件取引から発生した過払金の取得につき、民法704条の「悪意の受益者」に該当する。

（控訴人の主張）

否認する。

#### (2) 過払金返還請求権の時効消滅の成否

（控訴人の主張）

ア 本件取引は、最終取引日である平成11年8月2日をもって終了し、本件取引に係る過払金返還請求権の行使につき、過払金充当合意による法律上の障害がなくなった。したがって、本件取引に係る過払金返還請求権の消滅時効は、同日から進行し、10年の経過をもって完成した。

イ また、本件カード契約は、自動継続条項に基づき、平成11年4月30日及び平成13年7月31日に契約が更新されているところ、平成13年7月31日の更新以降は一切取引がなく、同日の更新時において過払金充当合意は消滅したといえるから、本件取引は、遅くとも同日をもって終了した。したがって、本件取引に係る過払金返還請求権の消滅時効は、遅くとも同日から進行し、10年の経過をもって完成した。

（被控訴人の主張）

ア 被控訴人は最終取引日である平成11年8月2日以降も年会費を支払い、控訴人はこれを受領していたのであるから、本件においては、本件カード契約が終了しないかぎり、本件カード契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれ、本件取引に係る過払金返還請求権の行使につき、過払金充当合意が法律上の障害となる。したがって、本件取引は、本件カード契約が解約された平成13年12月8日までは継続していたとみるべきであり、本件取引に係る過払金返還請求権の消滅時効は、同日までは進行しない。

また、仮に本件取引に係る過払金返還請求権の時効消滅が成立するとしても、控訴人において、上記最終取引日以降も年会費を徴収しておきながら、同日に取引が終了したと主張し、消滅時効を援用することは、信義則に反し許されない。

イ なお、平成13年7月31日を起算点とする消滅時効は、被控訴人が、平成23年7月6日に「過払金返還請求通知書」と題する書面をもって、控訴人に対し、本件取引から発生した過払金の返還を催告し、本件訴えを提起したことにより、中断の効力が生じた。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点(1)（控訴人の悪意の受益者該当性）について

控訴人は、貸金業法（平成18年法律第115号4条による改正前のもの。

以下同じ。）43条1項の適用の有無について何らの主張、立証もしないから、本件において同項の適用を認めることはできない。

そして、貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるものというべきところ（最高

裁平成17年(受)第1970号同19年7月13日第二小法廷判決・民集6  
1巻5号1980頁参照),控訴人は、上記特段の事情の有無についても何ら主張,  
立証をしないから,本件取引から発生した過払金の取得について同条の「悪  
意の受益者」であるというべきである。

## 2 争点(2)(過払金返還請求権の時効消滅の成否)について

(1) 過払金充当合意には、借主は基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなるまでは過払金が発生してもその都度その返還を請求することはせず、これをそのままその後に発生する新たな借入金債務への充当の用に供するという趣旨が含まれており、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引継続中は過払金充当合意が法律上の障害となって過払金返還請求権の行使を妨げるものというべきであるから、上記取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、過払金返還請求権の行使について上記内容と異なる合意が存在するなど特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行するものと解するのが相当である(最高裁平成20年(受)第468号同21年1月22日第一小法廷判決・民集63巻1号247頁参照)。

(2) これを本件についてみると、証拠(甲1)によれば、本件カード契約の約定利率による利息及び元金は、最終取引日である平成11年8月2日に完済された計算となることが認められ、同日以降、控訴人と被控訴人との間で、貸借取引は一切行われていない。

しかしながら、上記最終取引日以降も、被控訴人において継続して本件カード契約の年会費を平成12年5月1日及び平成13年5月1日に支払い、控訴人においてこれを受領していたことからすれば、被控訴人及び控訴人は、上記最終取引日以降も、自らの意思により積極的に、本件カード契約に基づく新たな借入れができる状態を継続させていたということができる。そうすると、平成13年12月8日に本件カード契約が解約されるまでは、本件カ

ード契約に基づく新たな借入金債務が発生し、これに過払金が充当される見込みがあったといえるから、上記最終取引日や、本件カード契約が自動的に更新されたとされる平成13年7月31日をもって、本件取引が終了したと認めることはできない。

したがって、本件取引は、本件カード契約が解約された平成13年12月8日をもって終了したと認めるのが相当であり、前記(1)の特段の事情の認められない本件においては、本件取引に係る過払金返還請求権の消滅時効は、同日から進行するものと解するのが相当である。そして、同日から10年を経過する前に本件訴えが提起されているから、控訴人の時効消滅の主張は理由がない。

(3) なお、平成13年7月31日を起算点とする消滅時効は、証拠（甲5）及び弁論の全趣旨によれば、被控訴人訴訟代理人の作成した平成23年7月5日付けの「過払金返還請求通知書」と題する書面が、遅くとも同月31日までには控訴人に到達し、同書面には本件取引から発生した過払金の返還を請求する旨が記載されていたことが認められるから、本件訴えの提起とあいまって中断の効力が生じたといえる。したがって、控訴人の平成13年7月31日を起算点とする時効消滅の主張は、かかる観点からも理由がない。

3 以上を前提として、本件取引に係る各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当すると、原判決別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」のとおり、最終取引日である平成11年8月2日の時点での過払金元本56万9891円及び確定利息2万1843円が生じているから、被控訴人の請求は理由がある。

よって、これと同旨の原判決は相当であるから、本件控訴を棄却することし、主文のとおり判決する。

岡山地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 古 田 孝 夫

裁判官 大濱寿美

裁判官 木村真琴

)

)

これは正本である。

平成24年 8月29日

岡山地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 岡田幹

